

新JISマーク表示制度

国際的な基準の導入で グローバリズムに対応した第三者認証制度へ

2005年10月に始まった新しい「JISマーク表示制度」。

新制度は「50年来の大改革」と言われるほどの抜本的な改革です。

旧JIS制度が製造工場を認定するのにに対し、新制度は製品そのものを認証。

対象製品範囲も大幅に拡大し、登録を受けた民間認証機関による第三者認証制度となりました。

そして何より大きいのが、産業界のグローバリズムの流れに対応し、

認証指針、品質管理、製品試験に国際基準が導入されていることです。

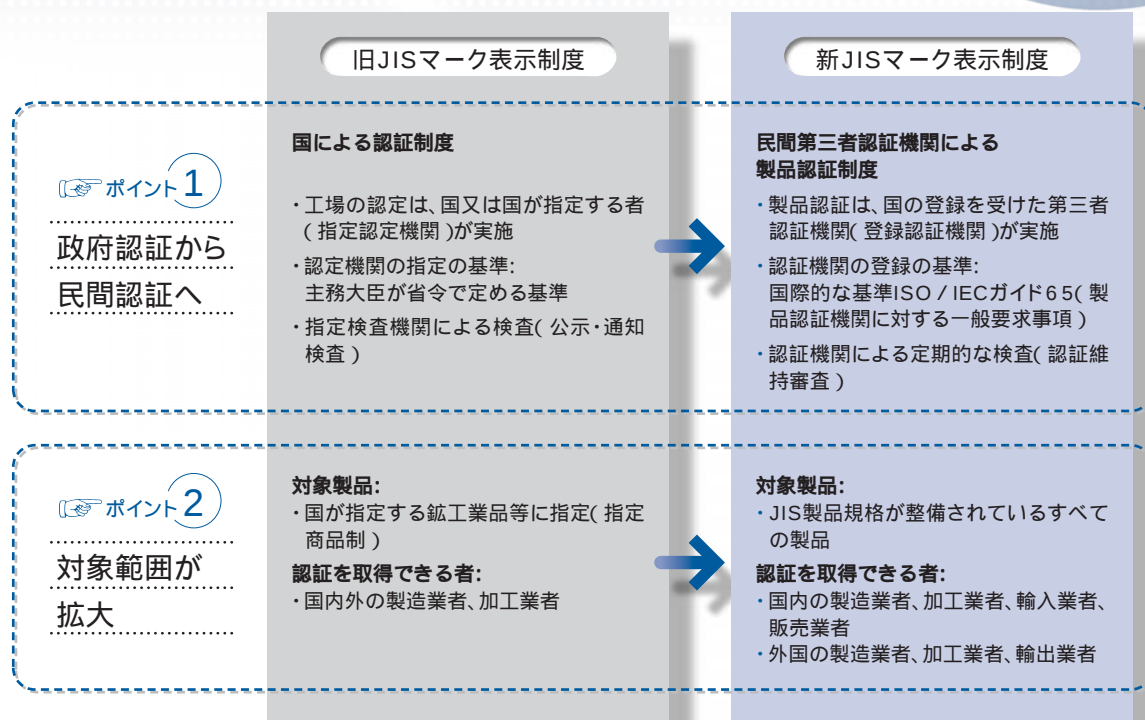
JQAは新制度開始と同時に認証機関として登録を受け、

JIS認証サービスをスタート。本特集では新制度に求められる役割、

その期待や課題などを、JQAによる新JIS認証第1号企業となった東陶機器株式会社、

学会・産業界の方々などへの取材を通し、多面的に検証していきます。

● 新JISマーク表示制度の概要



ISO9001と一体化した品質マネジメントをめざした新JISマーク認証取得

旧JISマーク表示制度下で衛生陶器JISマーク認定工場として約50年に及ぶ歴史を持ち、JISとの関わりが深い「東陶機器(株)衛陶生産本部」。2004年6月の工業標準化法改正とともに情報収集活動を開始し、2005年に入ってから新表示制度に備えたワーキンググループを発足させるなど、新JIS対応にいち早く取り組んできた。制度開始後第1号の認証取得者となった同社に、新JIS認証の可能性、さらには新制度のポイントのひとつでもあるISO9001の活用効果などについて話を聞いた。

いち早い新JISマーク制度への対応は 今後の戦略上、有利と判断

2005年11月8日付で新JIS認証を取得。JQAによる認証第1号であると同時に、新JISマーク表示制度開始後、全国初の認証取得者となったのが東陶機器(以下TOTO)の衛陶生産本部だ。

トイレ、キッチン、バスルームなど、日常生活において『TOTO』のロゴマークを目にしないことが珍しいとさえいえる水回り機器のトップメーカーである同社。中でも、1917年の創業と同時に国産初の水洗便器を世に送り出したことに象徴されるように、衛生陶器はTOTOの原点であり、今なおその成長を支えるコア事業の一つである。

衛陶生産本部は国内に小倉、滋賀、中津の3拠点。海外が中国、ベトナムなど7カ国12拠点での生産体制を構築。年間生産数は国内約400万台、海外約800万台を誇る。

衛陶生産本部とJISマークとの関わりは長く、旧制度においてJIS表示認定工場となったのが小倉工場1956年、滋賀工場1962年、中津工場が1968年である。この背景には官公庁関連施設などの公共案件や企業間取引において、JISマーク製品が調達条件となる場合が多い、という事情があった。

今回の制度改正では、旧JIS制度下での認定工場には3年間の経過措置が設けられている。その意味では、新JIS制度がどういう方向に進んでいくかを「様子見」することも可能だった。しかしTOTOは逆に早い段階から改正への対応を決定、制度開始と同時に新JIS認証へと移行できるように準備を進めた。



常務執行役員
衛陶生産本部本部長
成井和雄氏

その狙いを常務執行役員 衛陶生産本部・成井和雄本部長は次のように話す。

「指定商品制が廃止され、衛生陶器の対象規格も広がっていくことが予想されます。従来の公共取引などにおける調達要件であることはもちろん、新JISマークの認知度が高まっていけば、消費者の製品選びの判断材料などにもより一

層活用されていくでしょう。また今後は、国内だけではなく、海外生産拠点における認証取得も考えています。そのためにも早めに新JIS認証への準備を行い社内体制を整備しておくことが、戦略上有利と考えたのです」

東陶機器株式会社

創立 1917年5月
資本金 355億7,900万円
(2005年3月現在)
売上高 4,841億円
(2004年度/連結)

主要営業品目

●レストルーム商品

衛生陶器(大便器、小便器、洗面器、手洗器など)/システムトイレ/腰掛便器用シート(ウォシュレットなど)など

●バス・キッチン・洗面商品

ユニットバスルーム/水栓金具/給湯機/システムキッチン/洗面化粧台など

●その他

ニューセラミック/浴室換気暖房乾燥機/食器洗い乾燥機など



認証取得者 東陶機器株式会社 衛陶生産本部
認証に係る工場 小倉第一工場
規格番号 JIS A 5207
認証対象製品 大便器/節水形大便器/小便器/洗浄タンク/洗面器/手洗器

共通のマネジメントシステムで 複数工場一体での品質管理体制審査

新JIS認証は、「品質管理体制審査」と「製品試験」によって構成される。このうち品質管理体制審査の部分についてISO9001認証登録企業は、その登録結果を活用できるのが新制度の大きな特徴の一つだ。



衛陶生産本部
衛陶品質保証部部長
山本忠明氏

このISO9001の活用効果として、衛陶品質保証部・山本忠明部長は「JISとISOの一本化による品質管理体制の整理」をポイントに挙げ、具体的に「これまで品質に関する認証としてISOとJISが別個に動いていた部分もあったが、新JIS制度によってマネジメントシステムとしてのISOと製品認証のJISが一本のラインでつながり、より効率的で効果的な品質管理体制に整理し直せる」と言う。

さらに山本部長は、「品質管理体制審査が旧制度のように“工場ごと、事業所ごと”の認定ではないことが、一本化効果をより高める」とも指摘する。

ISO9001の2000年版対応と同時にTOTOではサイト統合を行い、マネジメントシステムを国内3工場共通の一つの仕組みとして動かしている。仮にISO9001が活用できても個々の工場ごとに体制審査が行われるとなると、本来一つのシステムであるものを分けて考えなくてはならず、結果JISとISOの並存状態は変わらない。しかし新JIS制度では共通の品質システムで運用されている場合、複数工場・事業所を審査対象とすることができるため、「ISO9001運用の実態に即した形でJISを一体化できる」（山本部長）と言うのだ。

現在、TOTOが取得している認証は小倉第一工場のみだが、早い時期にISO9001と同様、滋賀、中津を含めた新JIS認証へと動くとしている。

新JIS認証を構成するもう一つの要素、製品試験の部分に「苦労があった」と言うのは、衛陶品質保証部・丹羽和彦氏である。

新JIS認証での製品試験は(a)「登録認証機関の試験設備」、(b)「登録認証機関の下請負試験機関」、(c)「申請事業者の試験設備」のいずれかで実施。このうち(c)については登録認証機関によって装置・要員・手順などがISO/IEC17025(試



衛陶生産本部
衛陶品質保証部
衛陶品質企画グループ
丹羽和彦氏

験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に該当しているかの確認が必要となる。

TOTOでは試験設備が特殊なことから、(c)の自社設備での試験を選択。当初ISO/IEC17025については、ISO9001での監視・測



TOTOの「ネオレスト」

定レベルで対応可能と考えていたが、『測定の特長サビリティ』への対応など、実際の試験に当たっては、急きょ新たな体制整備が必要だった」（丹羽氏）と言う。

ただそうした苦労はあったものの、一方で「従来のISO9001をベースとした製品検査体制にISO/IEC17025を導入したことによって、検査水準を高いレベルで標準化でき、信頼度の高い検査データを製造工程に素早くフィードバックするなど、品質マネジメント体制をより高いレベルに引き上げられる」（丹羽氏）ともみている。

国際標準に適合した制度として 海外市場での認知度向上にも期待

法改正にいち早く対応し、認証第1号となったTOTOでは、当然ながら新JIS制度への期待は高い。

規格品目の広がり、一般消費者へのPRなどとともに、成井本部長は「新JIS制度がISO/IECガイド67という国際基準に準拠した制度であることから、海外での認知度向上を期待している」と言う。

TOTOの衛生陶器全生産量のうち約6割が海外市場向け。海外でも品質、デザイン、技術力に重点を置いた「高級ブランド戦略」をとっているのが特徴である。

この戦略はすでに中国市場において、高級品ゾーンでNo.1シェアを獲得するなど実を結んでいるが、成井本部長は「ここに新JIS認証の国際認知が加わることで、『TOTO』がより一層高級ブランドとして認識され、浸透していくのではないかと」期待を寄せる。

またその期待の実現に向け、JIS登録認証機関に求める課題をこう指摘する。

「対象となる製品規格が広がっていき、今後は製品試験などでより高度な専門性が求められます。国内外のマーケットが信頼を寄せるJISマークとするためにも、認証機関にはそうした専門性にしっかりと対応した認証審査体制の構築が必要ではないでしょうか」



神奈川工科大学
福祉システム工学科教授(工学博士)
西原主計氏

これからの新しい社会の あり方を見据えた 「消費者・生活者」視点での 規格の充実を

JISと関わって40有余年 規格制定のエキスパート

—まず西原先生のこれまでの経歴、中でもJISとの関わりという点からお話しいただけますか。

西原 ● 私は1962年に当時の通産省工業技術院(現在の独立行政法人産業技術総合研究所)に入り、まず産業工学試験所に配属となりました。ここで梱包、中でも輸送梱包技術に関する規格や試験技術の開発を担当し、この業務に携わる過程で主に包装貨物に関する試験法規格—『包装貨物—水平衝撃試験方法』(JIS Z 0205)、『包装貨物—評価試験方法通則』(JIS Z 0200)—などに関わったのがJISとの最初の出会いです。

その後ロボットや振動関係の研究に従事したため、ややJISとは距離を置く形になったのですが、1992年に神奈川工科大学へと移るのとはほぼ同時期に、社団法人日本包装技術協会から技術委員長を任せられ、包装に関するJISの見直しやISOのJIS化対応などを取りまとめてきました。

また現在、私は神奈川工科大学の福祉システム工学科の教授を務めていますが、この「福祉&工学」という視点からJISにも深く関わっています。例えば包装関係でいうと、力の弱い方でも簡単に開封ができるための設計規格『高齢者・障害者配慮設計指針—包装・容器』(JIS S 0021)やその試験法『高齢者・障害者配慮設計指針—包装・容器—開封性試験方法』(JIS S 0022)があります。また皆さんの携帯電話を見ていただくとわかりますが、数字の5の所にわずかに突起が出ています。これなども、私が関わった『高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活製品の凸記号表示』(JIS S 0011)に基づくものです。

工業の発展から、豊かな暮らしへ 新JIS制度に必要な視点

—まさにJIS規格制定のエキスパートと言えますね。先生は、新制度をどうご覧になっていますか。

西原 ● 認証を取得する企業の立場から見たら、品質管理体制にISO9001を活用できることが利点だと言えるでしょう。私自身、多くの企業の方から「同じ品質関係でJISとISOという2つに取り組みなくてはならない」という、いわゆる二重構造を改善して欲しいという声を聞いてきました。

一方、視点をやらずらして消費者・生活者の立場から見ていくと、例えば高齢化社会であるとか、環境問題など私たちが抱えるこれからの課題に対応していくための制度であるべきだろうと思っています。

戦後、日本の工業が発展していく過程において、JIS規格が果たしてきた役割は大きいのは間違いありません。規格を定め、それに基づいた生産活動によって、日本の製品は世界のどこに出しても評価される品質レベルになったわけですから。皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、かつては鉛筆にもJISマークが付いていました。確か最も多い時で1万数千の指定商品がありましたが、それが徐々に減り鉛筆なども指定商品から除外されました。だからといって鉛筆の品質が下がったかといえば違いますよね。言うなればそれは品質の標準化に一定の役割を終え、指定商品から外れていったわけです。

もちろん生コンや鉄筋などのように、この先も規格を維持していく必要性の高い多くの分野があります。ただ一方で、これからのJISは「新しい社会のあり方」のために進んでいくべきで、そのために重要なものの一つが「消

費者・生活者」、中でも「高齢者・障害者」の立場からの視点であると考えています。

—新JIS制度はISO/IECガイド28をベースにして、国際適合性を高めたことが大きな特徴です。「高齢者・障害者」問題は日本だけのテーマではないわけですから、「国際標準化」というのも重要になってきませんか。

西原 ● 確かにそうですね。

先ほどJISとの関わりでお話しした一連の『高齢者・障害者配慮設計指針』は、ISO/IECガイド71(高齢者及び障害者のニーズに対応する規格作成者のための指針)をJIS化したものですが、実はこのガイド71は日本からの提案によって2001年に国際標準になったものです。現在、経済産業省ではガイド71をベースにさまざまな分野でJIS化を行い、さらにそのJIS原案をISOに国際規格として提案していくことを進めています。その意味では、この分野で日本が先駆者として世界を牽引していく可能性も大きいと言えるでしょう。

生活の安全を守る目付け役として 認証機関に求められる厳格性

—今後の制度運用に求められる課題としては、何が挙げられますか。

西原 ● 新JISマーク表示制度の認証対象品となるには、品質要求事項、試験方法、表示に関する事項などがそのJIS規格に完備されていなくてはならず、例えば一部の事項しか定めていない規格は対象となりません。現在、私が規格制定に関わっているユニバーサル・デザインの評価法規格などは、その点から規格となってもおそらくJISマーク表示までには至らないのでは、と思われます。このように認証対象品にまではならないものの、消費者の商品購入判断をサポートするために役立つJIS規格はいろいろあると思うのです。こうした規格を活用する手段が何か考えられないか、と個人的には思いますね。

—最後に、認証機関への提言をお願いします。

西原 ● それはひと言「厳格性」です。認証機関はたいへんな役目であることは十分承知していますが、消費者・生活者の、さらには社会の安全を守っていくために欠かせない品質のお目付け役なわけですから。

JQA・新JIS認証サービスの紹介

JQAの持つ総合力を活かし 新制度への幅広いニーズに対応

JQAは2005年10月3日付で経済産業省より新JISマーク表示制度における認証機関として認定を受け、同時にJIS認証事業を開始しました。準備室の開設以来、1年6ヵ月にわたって組織、スタッフ、審査技術などの検討・改善を図り、登録認証機関の中でも最大の14区分752規格に対応しています。サプライチェーンの構築、CSR経営など、産業界の直面する課題に新JISマークがいかに関与していくか、登録認証機関として果たす役割などをJIS認証事業部に聞きました。



矢野忠行
JIS認証事業部部长



高瀬 弥
JIS認証事業部業務課課長

【新JISマーク表示制度への対応】

1年以上にわたって 組織、システム、審査技術などを検討

JQAでは2004年4月に工業標準化法改正の動きに合わせて新JIS認証準備室を開設し、新制度への対応を進め

てきました。実際の法改正は同年6月ですから、準備室開設当時は制度改正の大枠は見えていたものの、一般認証指針などが示されていない、いわば手さぐり状態からのスタートだったと言えます。

その後、認証機関の登録に関してはISO / IECガイド

Point of View

新JISマーク表示制度への期待



NTT東日本
資材調達センター 企画部門長・品質管理部門長
武井雅樹氏

ステークホルダーが 個々の責任を果たし 制度を健全に 育成・発展させることが大切

QMS確立が サプライヤー選定の前提条件

—NTT東日本の資材調達。その現状から
教えていただけますか。

武井 ● NTT東日本の資材調達は大きく二つに分けられます。一つが当社で性能、仕様などをきっちりと規定し、それに基づいた設計をお願いして納入していただく、いわゆるNTT仕様の製品。これが調達額でいうと年間2,000億円程度。一方、NTT仕様ではない汎用製品の調達、こちらが年間約300億規模です。

業務の公共性、社会インフラとしての通信網ということを考えると、性能や安全性をしっ

かりと確認したNTT仕様製品を一定の割合で使っていくことは、この先も変わらないでしょう。しかし、通信に関わる技術は日進月歩で進化しており、独自仕様にこだわらなくとも、優れた技術、製品が世の中にはたくさん出ています。通信サービス分野の低価格化、そうした市場環境において競争力を維持していくためにも、可能な範囲で仕様製品から汎用製品へとシフトし、コストダウンを図っていくというのが今後の調達の大きな方向性といえます。

そこで重要になってくるのが品質をどう担保するかです。NTT東日本ではサプライヤーを選定するにあたって、個別の製品機能を見ただけでなく、製品製造過程全般に及ぶ品

質マネジメントを重視しています。そのためNTT仕様製品を任せるサプライヤーには、NQAS^{*1}という当社独自の品質マネジメント規格を取得いただいています。これはISO9001をベースに、プラス当社独自の要求項目を満たしていただくものです。また汎用製品に関しては、ISO9001相当の品質管理の仕組みを構築していることを条件としています。

—NTT東日本のそうした資材調達の流れにおいて、新JIS制度はどう寄与していくのでしょうか。

武井 ● 私たちは資材調達のポイントをQuality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期）という三つの側面からとらえています。その点で、先ほど汎用品活用の幅を広げるのが大きな流れと申し上げましたが、一方でもう一つ、現場で判断して調達できるものは、どんどん現場に任せていこうという動きがあります。現場において必要な物を必要な時にタイムリーに発注することで、結果としてQCDを高いレベルで満足させる調達が可能となると考えるからです。

ただし、ここでも鍵を握るのは品質保証です。現場で新規の製品を購入する度に品質

65、認証手順はISO / IECガイド28、製品試験についてはJIS Q 17025といった基準が示されるのに合わせ、組織構造のあり方、認証システムの運用方法、審査技術など約1年間にわたって検討。その間、お客様から新JIS制度に関する問い合わせも多かったため、一般認証指針のドラフトが出た2005年3月には新JISマークに関するセミナーを開催するなど、啓蒙活動にも取り組んできました。

2005年4月には準備室を発展的に解消しJIS認証事業部を設立。すぐに登録認証機関の申請、9月に登録審査を受審、そして10月3日の制度開始とともに経済産業省から認証機関として登録を受け、同時にJIS認証事業を開始したというのがここまでの大きな流れです。

【認証範囲】

新JIS登録認証機関最大の 14区分752規格をカバー

JQAが認証サービスを提供できるのは14区分752規格。現在登録されている認証機関のうち、最も広い範囲をカバーしています(表参照)。

新JIS制度における登録認証機関には大きく三つの資質—工場審査におけるISO9001に準拠した審査能力、製

●表 認証対象区分一覧(JQAで認証可能な区分並びに規格数)

A	土木及び建築 46規格	B	一般機械 85規格	C	電子機器及び電気機械 53規格
D	自動車 2規格	E	鉄道 7規格	G	鉄鋼 89規格
H	非鉄金属 37規格	K	化学 356規格	M	鉱山 2規格
P	パルプ及び紙 2規格	R	窯業 25規格	S	日用品 17規格
T	医療安全用具 7規格	Z	その他 24規格		

品試験能力、さらにその製品試験場所がISO / IEC17025要求事項を満足する能力を保有しているかを判断する能力—が求められます。

これら三つを、広範囲な製品・技術分野でカバーできる認証機関はなかなかありません。その中で、やや手前味噌になりますが、JQAはマネジメントシステム審査、製品試験など幅広い実績を有しています。その意味ではJQAの持つ総合力を発揮できるのが、新JIS制度でもあると自負しています。

JQAの総合力を象徴するのがスタッフ体制です。JIS認

を監査していたら、その時点でQCDとはなりません。そこでJIS認証などが、調達の一つの判断材料になることは間違いないでしょう。特に新JIS制度は個別の製品検査に加え、品質管理体制をJISが定める規格に従って整備しているか、製品認証の背景として製造工場の品質管理体制が審査されます。これは先に申し上げたNTTのサプライヤー選定ポリシーとも合致します。

信頼に足り得る 保証レベルであること

—新JIS制度によって対象製品範囲、規格区分が大きく拡大しました。具体的に調達で活用していくという動きは出ているのでしょうか。
武井 ● 旧JIS制度の時代から活用していた部分は、そのまま継続して調達の基準として利用するのはもちろんですが、今後、対象範囲が拡大して、調達基準として問題ないと判断することができれば活用していくことになるでしょう。その意味では電気通信設備に関する規格が増えていった欲しいと思いますし、特

にソフトウェアとか集積回路など、より高度化したものにも対応できる規格が出てくることを期待しています。

—インターネットなど通信業界の進歩は非常に早く、日進月歩の技術革新が進んでいます。そうした先進分野に規格が対応していくのは、なかなか難しい面もあると思うのですが。

武井 ● JISがそうした最先端の分野にすべて対応しなくてはならないか、といえそうではないと思います。例えばVoIP(Voice over Internet Protocol)^{*2}といった最先端部分は私たち自身が研究し、調達に関してはNTT仕様に基づいて製品の安全性を担保していく。一方でこねてきた技術分野などはパブリックドメインとして規格化し、効率化のためにどんどん活用していく。個々の企業に依拠する部分と公の規格を活用する部分、この両者のバランスをどう考えていくか、それはまさに個々の企業戦略でしょう。

—新JIS制度の発展に必要なものは何であると思われますか。

武井 ● 基準そのものの信頼性はもちろんですが、民間による認証制度も信頼されるものでなければなりません。昨今話題になっている

建築のような、制度運用を過った方向に持っていないこと、社会、消費者から信頼される制度でなければならないでしょうね。

NTTではかつて品質監査機能を担う部署に約300人の人員を配置していましたが、今では東西合わせても20数名ほどです。一方で品質の維持が企業経営に及ぼす重要度は、人員の減少と反比例するように高まっています。ではNTTがその人員でいかに品質を担保しているかといえば、NQASに代表される独自システムやISO9001などの第三者認証制度による部分が大きいのです。

NTT東日本のサービスを提供していく上で大前提「安心、信頼、安全」のためにも新JIS制度には期待していますし、そのためには制度開始がゴールではなく、関わるステークホルダーすべてが、この制度を育てていくためにそれぞれの責任を果たしていくことが大切だと考えます。

^{*1} NQAS(New Quality Assurance System between first and second parties)
日本電信電話株式会社がISO9001シリーズをベースとしたNTT品質システム要求事項への適合性検査、品質機能試験、フィールド情報処理を実施し、納入メーカーの品質システムの有効性を確認し、納入メーカーによる品質保証に基づいて納入を受け入れる品質管理体系で、1995年11月に制定。

^{*2} インターネットやイントラネットなどのTCP/IPネットワークを使って音声データを送受信する技術。IP電話などに用いられる。

証事業部専任スタッフ以外に、全国拠点の審査員、17025調査員、立会試験員など、JQA全体で合わせて約100名の体制で新JIS認証サービスに対応しています。この体制は対象規格を広げていくのに合わせ、今後さらに拡充していくのはもちろんです。

【認証手続き】

工場審査の一部に

ISO9001登録結果を活用できる

具体的な認証フローについては14頁を参照いただくとして、ここではざっと流れの概要をご説明しましょう。

まず申し込みを受け付け、適用のJIS規格、認証区分条件が何に該当するかを決定。次に初回適合性評価として工場審査、製品試験を行います。この結果、新JISが定める認証指針の要求事項を満足していれば、認証決定となるわけですが、その途中段階にJQAとお申し込み企業との間で認証マークの使用に関する契約書を締結していただき、その後、認証書の発行、認証製品の公表など認証完了手続きへと移ります。また認証完了後も認証の維持には定期的なサーベイランスが義務付けられており、

認証維持工場審査、認証維持製品試験が認証日から3年ごとに1回の頻度で定期的実施されます。

新JIS制度がISOを大幅に取り入れたことで、「既存のISO9001登録組織にとってのメリットがあるのか?」。これは、おそらく多くの方が興味を持っておられる部分かと思います。

先に示した認証の流れで言いますと、工場審査の部分でISO9001登録組織は、その審査登録結果を活用することが可能です。

新JIS制度では工場審査における品質管理体制審査を「一般認証指針附属書2の基準(A)」もしくは「一般認証指針附属書2の基準(B)」いずれで行うかを選択しますが、このうち後者の基準(B)は、ISO9001またはJIS Q 9001に基づく品質管理体制に該当します。

つまりISO9001を登録している組織ならば、その審査登録結果を活用し、JIS認証における工場審査の一部を省略することができるというわけです。さらに、JQAのISO9001登録組織の場合は、「一般認証指針附属書2の基準(B)」のISO9001に該当する部分のうち、JQA内部で確認可能な審査報告書など審査関連文書を活用することで、現地審査を軽減することができます。

Point of View

新JISマーク表示制度への期待



全国生コンクリート工業組合連合会
技術委員会委員長
吉兼 亨氏

製造者責任を全うすることが 新制度普及への第一歩

生コン産業は 旧JISマークの“最大勢力”

—全国生コンクリート工業組合連合会(全生連)の活動内容を教えてください。

吉兼 ● 全生連は、生コンクリート製造業者の組織として都道府県単位で展開する工業組合の連合会として、昭和50年に発足しました。現在、2,766社3,197工場が組合員として加入しており、業界全体のレベルアップをめざし、組合員に対する技術的な指導や共同事業を展開しています。

—産業界全体の中で、生コンクリート(以下、生コン)産業は、旧JISマークが最も普及している分野だと聞いています。これまでのJIS

マーク制度が、果たしてきた役割についてお聞かせください。

吉兼 ● 生コンがJISの指定商品になったのは昭和40年で、JIS認定工場数は6月末現在、認定JIS工場全体の3分の1弱に相当する3,938件にのびます。生コン製造工場全体で見ても、おそらく90%を超える取得率だと思います。JISマークがこれほどまでに普及したのは昭和40年代半ば以降で、公共事業に関する仕様書に「JISマーク製品の使用」が指定されるようになったことが背景にあります。これをきっかけに、多くの製造者が「JISマークがなければビジネスにならない」と考えるようになり、JISマーク取得に乗り出したのです。昭和40年代後半から50年代前半にかけて、品質保証の裏付けとしてJISマークは市場に高く評価されました

が、取得率が高まるのに従って、いわば運転免許証のように取得が絶対要件になったことで、付加価値がなくなってしまったのも事実です。ただ、生コン産業全体が「品質」に目を向けるようになったという意味で、JISマークが果たしてきた役割は非常に大きかったと思います。

—2005年10月にスタートした新JISマーク制度が、生コン産業に及ぼす影響について、どうお考えですか。

吉兼 ● やはり一番のポイントは、工場認定から製品認証に変わった点ですね。これに伴い、審査方法も従来制度では工場審査が主体で製品検査は確認のためのものだったのが、製品検査が主体となり、工場審査が従となって表裏が逆になりました。これにより、認証取得をめざす企業にとって製品検査の負担と緊張感が若干増える分、製品の品質保証への意識改革も必要になってくるでしょう。

また、資材や工程管理の試験を実施する際に、外部の試験員や試験場の活用が認められた点も、新制度の注目される特徴の一つです。従来、自前の検査設備が必要だった生コン製造工場にとって、このシステムを活用することによって試験業務の集約化でコストダウンが図れるだけでなく、専門家の集約による管理

【課題／展望】

さらに拡充する製品規格に
総合的な対応を図っていく

制度発展のための課題としては、時代の潮流を考えると、海外の認証制度との相互認証協定の締結が挙げられます。旧JIS制度は、国内独自の制度としてグローバル化と乖離した部分があったのに対し、新制度はその骨格部分がISOという国際標準に準拠した形になっているわけですから。

「日本市場に輸出する部品に、JISマークを付けて出荷したい」というように、すでに海外企業から新JIS制度に関する問い合わせが非常に多く寄せられており、その注目度は高まっています。今後セットメーカーやアッセンブリメーカーさんが、サプライチェーン構築の一つの方策として部品調達基準にJISを積極的に活用いただくことで、さらに海外での知名度が向上。それがひいては相互認証へとつながっていくと期待しています。

一方で、そのためにはユーザー企業さんが活用するに足り得る制度として、さらなる改善や拡充が必要なのは言うまでもありません。

例えば、インテリア関係の資材などはニーズに合わせて

デザインをさまざまに変更していきますが、少し変わったものになるとJIS規格から外れてしまう。機能的にはJISと同等の品質を有していても、マークを付けられないケースも多いのです。その点では規格を、品質を左右するコア部分に絞り込み、寸法などについては自由度を持たせるなどの改善が必要な部分もあるのではないのでしょうか。

私たち登録認証機関の課題は、さらに拡充する製品規格への認証対応です。現在、規格が整備されていないために認証可能な規格となっていない製品が約4,000あるといわれていますし、さらに今後、環境性能など特定側面の規格も予定されています。

それらに対応できるスタッフینگ、人材教育、審査体制を整えることは相当に大変であることは間違いありません。しかし新制度が産業界はもちろんエンドユーザーにとっても、安心して製品を選ぶ基準として発展していくためには、一信頼性を保つための審査クオリティを確保するのは当然の前提とし、多くの企業に制度を活用していただく必要があり、ニーズのある規格に対応していくのは認証機関、中でもISOで数多くの実績を持ち、総合力を誇るJQAの責務だと考えています。

試験を通じて、集約グループ工場全体における技術レベルの維持・向上も期待できます。生コン産業では、多くの県の工業組合が共同試験場を保有しており、その活用が期待されていますが、さらにISO/IEC17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)の認証を取得しているところもあり、JISの認証審査における製品試験場として活用することも可能になりました。

日本の生コン産業は、中小規模の製造工場が多く、需要が伸び悩む中で経営的に苦しいところも少なくないという問題を抱えています。今後は、資材および品質管理試験場の共有をひとつのきっかけに、経営の共同化にまで発展するケースが出てくるかもしれません。このように、新JISマーク制度への移行が、業界全体が抱えている問題解決の引き金になる可能性も大いにあります。

組合員企業の大半が
新JISマークに移行へ

—国際整合に配慮した内容に改正されたことも、新制度の特徴の一つに挙げられます。こ

の点に関してはいかがですか。

吉兼 ● 国内の生コン産業自体にとって、国際整合に配慮した変更点は、さほど影響はないだろうと思います。生コンに関連する分野としては、セメント業界の動向に注目しています。これまでセメントはJISの指定商品ではありませんでしたが、指定商品制が廃止になったことで、新制度ではJISマークを取得できるようになります。そうすると、例えば海外のセメント工場がJISを取得して、日本国内でJISマーク製品を販売する可能性もないとは言えません。それに対し、日本国内のセメントがJISを取得していないということになれば、競争力という点において少なからず影響が出てくるのではないのでしょうか。

—新制度への移行に関して、組合員企業の反応はいかがですか。

吉兼 ● 冒頭に申し上げたように、生コン産業はJISマークが非常に普及しており、新制度への移行に対する組合員企業の関心も高かったですね。全生連としても、制度改正のポイントや認証取得のための具体的な手順などの情報提供に努めた結果、新制度への移行については特に混乱もなく受け入れられていると思います。少なくとも営業を継続されないところを別にすれば、大部分の組合員企業が切り替え期限内に

新JISマークに移行するだろうとみています。

—新制度が普及するためのポイントについて、お聞かせください。

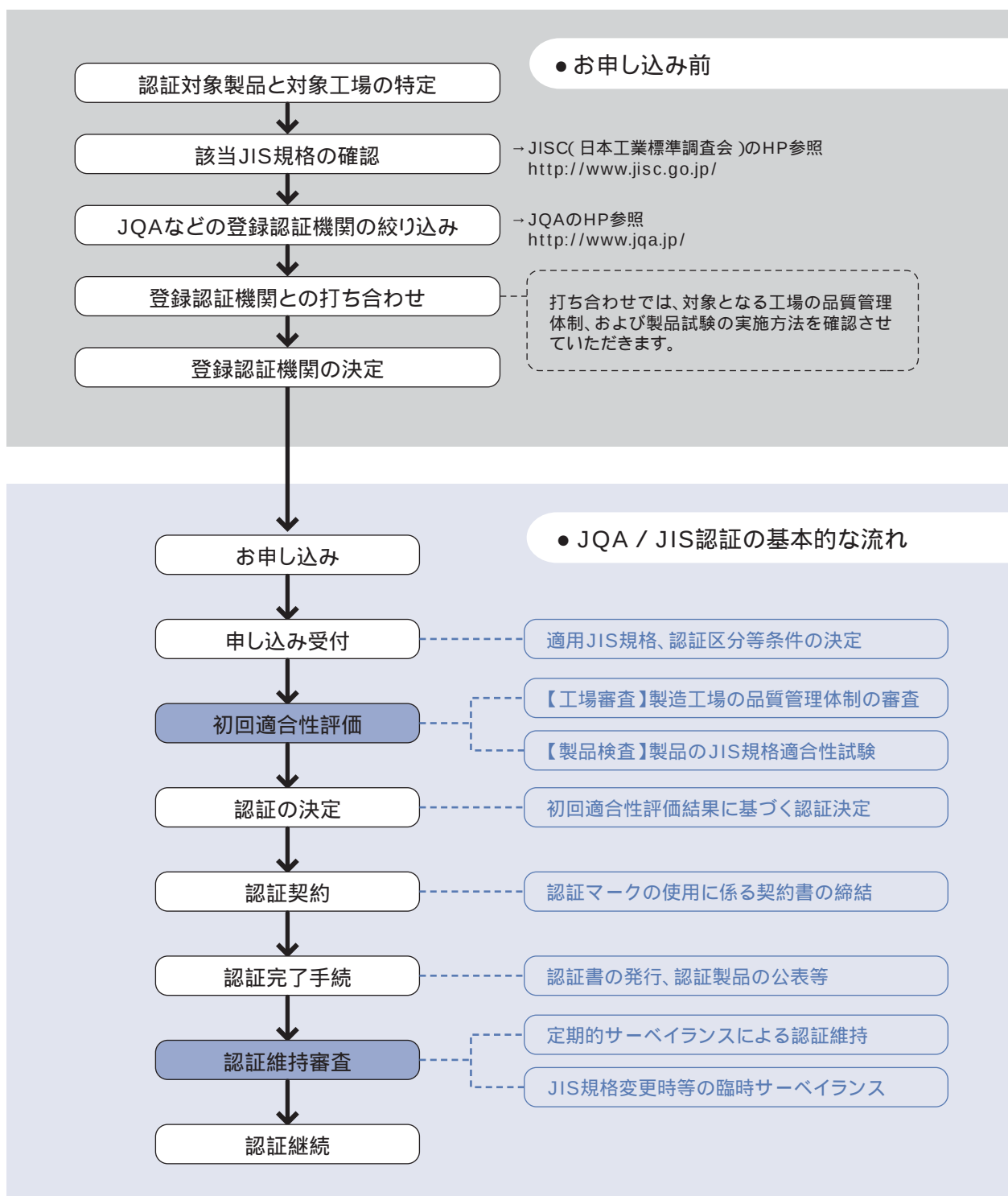
吉兼 ● やはり、ユーザーが新JISマーク制度をどう評価するかにかかってくるのではないのでしょうか。そうはいっても、新制度はスタートしたばかりなので、答えが出るまでには時間がかかるだろうと思います。ただ一つ、はっきり言えるのは、われわれメーカーが新制度を活用しながら製造者責任を全うし、登録認証機関とともに品質の信頼性向上に努めること。このことが、新制度が普及・発展していくための第一歩だと考えています。

—最後に、新制度に関して何か期待することはありますか。

吉兼 ● 生コン産業の立場から言わせていただくと、品質の信頼性をさらに高めていく上で、製品原料の70%近くを占める骨材の存在はとても重要です。しかし残念なことに、これまで骨材業界全体に占めるJISの取得率は、一桁台で高くありませんでした。今回の新制度移行をきっかけに、原料メーカーがJIS取得に取り組むことで、生コン製造の川上から川下まで品質管理が強化され、生コンのさらなる信頼性向上につながるものと期待しています。

新JISマーク表示制度認証を受けようとする事業者の方々へ

新JISマーク表示制度は、2005年10月1日にスタートしました。新JISマークの表示をするためには、旧工業標準化法に基づくJIS認定工場であっても、新たに登録認証機関から認証を取得する必要があります。ここでは、新JISマークの認証フローを紹介します。



認証申し込み受付から認証書発行までの標準的な処理期間は、2～4ヵ月となっています(ただし、是正処置など申込者側で要した期間や製品試験が長期にわたる場合を除きます)。

■ お問い合わせ先

財団法人 日本品質保証機構 / JIS認証事業部
TEL.03-6212-9239 FAX.03-6212-9002